

日程第 10. 議案第 68 号 南風原町税条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 10. 議案第 68 号 南風原町税条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 68 号 南風原町税条例の一部を改正する条例 南風原町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方分権を推進する観点から徴収猶予制度等について条例で定めることとされたことから、条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 68 号 南風原町税条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても、資料をお配りいたしました。この概要で説明いたします。まず、平成 26 年度の税制改正で納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ確かな納税を確保する観点から国税の猶予制度の見直しが行われております。それに伴って、地方税においても平成 27 年度税制改正で市町村においても各地域の実情に応じて条例で定めることとされているための条例改正です。

まず徴収猶予というものは、これまでもございますが特に課税して納付書を送ります、がしかしこの方が何らかの理由、例えば事故とか病気になったとか、会社が倒産したとか、いろんな税があつて 1 期で終わるものもありますが 4 期であればおおむね 1 年度、単年度で税は納めていただいておりますがこういった理由でもう 1 年、要するに 2 年間で納めさせてくださいというのがこの徴収猶予ということです。これについて地方税法に則って行っていたのですが、これもきちんと市町村で決めてくださいということによる今回の条例改正です。町勢猶予には先ほども触れたのですが、納税者の生活を一にする親族が病気に罹り又は負傷したとき、事業を廃止又は休止した、事業について著しい損失を受けたときなど客観的な理由があるときにこういった徴収免除が認められる場合がありますということです。そして換価の猶予というものがあります。例えばどうしても納められずに差押え等が行われたと、しかしこの納税について誠実な意思を有する方が町税を一時納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当するときは、1 年以内の期間に限り滞納処分による財産の換価、つまり差押えた仮に不動産等であれば売買して税に充てるということを猶予する制度です。主な改正内容ですが、まず 8 条について徴収猶予に係る分割納付・納入の方法。徴収猶予又は徴収の猶予期間の延長をする場合には、財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付又は納入させることができるという具体的な条項の整備です。今回のものはすべて、

新たな条項の整備ですので、新旧対照表をご覧いただければお分かりかと思いますが、全部新たな条項の挿入になります。9条の関係は、徴収の猶予又は徴収猶予期間の延長の申請をする方の書類の種類などを定めております。そして、猶予を受けようとする金額が50万円以上、猶予期間が6カ月以上の場合は、担保を提供する必要があることの条項です。10条につきましては、職権による換価の猶予の手続き。これも職権によって換価の猶予、いわゆる納税者の実情を見て、申請ではなくて職権で猶予することができるというものの新たな条項です。以上のものはこれまでも上位法にあったのですが、次の11条につきましては申請による換価の猶予の申請手続きとなり、申請によってこういう理由なので差押えられたものの換価は猶予してくださいという手続きについて定めております。最後の12条が、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合において、担保を徴する必要がないもの、50万円未満、6カ月未満の猶予については担保を提供する必要はありませんということになっております。その他18条、56条関係は、それぞれ語句等の修正となっております。

最初に申し上げた改正の理由が納税者の負担軽減を図るとともに早期かつ的確な納税を確保する観点での改正となっております。以上が、議案第68条 南風原町税条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第68条 南風原町税条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。